

大阪労働局発表
令和8年8月5日（水）

【照会先】

大阪労働局 労働基準部 賃金課

（直通電話）06（6949）6502

令和8年8月7日（金）に

大阪地方最低賃金審議会第372回総会を開催します。

大阪府最低賃金を54円引上げ 時間額1,231円に

大阪地方最低賃金審議会（会長：衣笠 葉子）は、大阪労働局長（時苗 浩司）に対し、大阪府最低賃金を54円引き上げ、時間額1,231円に改正することが適当であるとの答申を行いました。

- 1 大阪地方最低賃金審議会は、本年7月6日に大阪労働局長から、大阪府下の全労働者に適用される「大阪府最低賃金」（地域別最低賃金）の改正についての諮問を受け、審議を重ねた結果、同年8月5日、大阪府最低賃金専門部会において、現行の最低賃金額1,177円から54円引き上げ（引上げ率4.59%）、1,231円に改正することが適当であるとの答申を行いました（※）。

効力発効の日は、令和8年10月1日の予定です。

- 2 同年8月7日開催予定の大阪地方最低賃金審議会第372回総会では、同年8月5日の第5回大阪府最低賃金専門部会の報告と、改めて大阪地方最低賃金審議会会長から大阪労働局長へ答申文の手交を予定しています。
- 3 大阪地方最低賃金審議会第372回総会を下記のとおり開催し、審議会終了後に記者会見を行い、大阪地方最低賃金審議会会長と大阪労働局長が取材に応じます。

※最低賃金審議会令第6条第5項に基づき、大阪府最低賃金専門部会において、全会一致で議決された場合は、同専門部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会の決議としています。

記

大阪地方最低賃金審議会第372回総会

1. 日 時

令和8年8月7日（金）午前10時から

2. 場 所

大阪合同庁舎第4号館2階第1共用会議室

（大阪市中央区大手前4-1-76）

3. 議事内容

（1） 大阪府最低賃金の改正決定に関する専門部会の審議結果報告等について

（2） 大阪府最低賃金の改正決定について

4. 留意事項

（1） 受付は、大阪合同庁舎第4号館1階ブースにて午前9時30分から行います。

（2） 当会議の撮影場面は、頭撮りと大阪地方最低賃金審議会会長から大阪労働局長への答申の場面となります。

（3） 審議会終了後は、記者会見を開催し、大阪地方最低賃金審議会会長と大阪労働局長が取材に応じます。



令和8年8月5日

大阪労働局長
蒔苗 浩司 殿

大阪地方最低賃金審議会
会長 衣笠 葉子

大阪府最低賃金の改正決定について（答申）

本審議会は、令和8年7月6日付け大労発基 0706 第1号をもって貴職から諮問のあった大阪府最低賃金の改正決定について、設置した専門部会において、「日本成長戦略」（令和8年7月21日閣議決定）及び「経済財政運営と改革の基本方針 2026」（同日閣議決定）に配意しつつ、各種資料、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取、事業場実地視察等の結果を参考に、「労働者の生計費」、「賃金」、「通常の事業の賃金支払能力」という三要素を踏まえて、慎重に調査審議を重ねたが、改正最低賃金額について労使の意見の隔たりが埋まらず、公益代表委員一任により、別紙のとおりとする結論に達したためここに答申する。

公益代表委員は、中小企業・小規模事業者の価格転嫁がいまだ十分ではない状況にあることを踏まえつつ、労働者の生活の安定を図ること、とりわけ、最低賃金近傍で働く多くの女性及び有期雇用・短時間労働者等の処遇を改善し、最低賃金引上げの効果を広く波及させることに留意して、三要素のうち労働者の生計費については、消費者物価指数（総合）の上昇に鈍化傾向が見られるが、うち食料関係については依然高い水準で推移していること、労働者の賃金については、春季賃上げ妥結状況における上昇率が昨年に続き高い水準となったこと、加えて、女性短時間（パートタイム）労働者中心に賃金上昇率が昨年よりも伸びを示していること、通常の事業の賃金支払能力については、企業物価指数が上昇していること、中小企業の業況判断が依然マイナス圏で推移していること、一方で、全体としてみれば売上高経常利益率は安定的な数値で推移し、従業員一人当たり付加価値額には上昇傾向がみられること、以上を総合的に勘案し改正金額を導いた。

効力発生の日の在り方については、一定の方針が中央最低賃金審議会から示されるべきことを昨年度の本審議会の答申において確認したが、中央最低賃金審議会からは、指定日発効の対応方針が示されたにとどまり、在り方としての明確な方針はいまだ示されていない。現行制度の枠組のままで、依然として地方最低賃金審議会において一定の結論を得ることは極めて困難であることを踏まえ、中央最低賃金審議会において引き続き議論が行われるべきことを、あらためて確認した。

なお、今回の答申にあたっては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が労使共通の認識であり、「賃金と物価の好循環」及び「『稼ぐ力』の強化と賃上げの好循環」を実現するためにも、大阪府最低賃金の改正が企業経営を



取り巻く環境、とりわけ、労務費や原材料・エネルギー価格などの企業物価の高騰を十分に価格転嫁できない中小企業・小規模事業者の賃金支払能力に与える影響を考慮し、関係省庁の連携した賃金引上げの環境整備のため、以下の支援策等の早急な実施を政府及び大阪労働局に強く要望する。

(政府への要望)

- ① 賃金引上げに見合った助成金の給付等業務改善助成金をはじめ、有期雇用・短時間労働者等の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を図ること
- ② 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、「労働供給制約社会における中堅・中小企業の『稼ぐ力』強化戦略」の着実な実行により、価格転嫁・取引適正化の更なる徹底、生産性向上への支援強化、賃上げの促進を推進すること。その際、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに、運用の改善を図ること
- ③ 「省力化投資促進プラン」の更なる充実・拡充を図るとともに、業種ごとの KPI の達成状況についてフォローアップを行って進捗を見える化し、実績に応じて更なる対応策を検討すること
- ④ 2027 年度末までに、「官公需における価格転嫁・取引適正化加速化プラン」の内容を 100%実施すること
- ⑤ ①～④について、効果的に実施するため、十分な予算措置を行うこと
- ⑥ 価格転嫁対策については、令和 8 年 1 月から施行された取適法・振興法を着実に執行するため、公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁の連携や取引 G メンの拡充等を通じた執行体制強化と、現場への浸透に向けた一層の周知徹底を行い、あわせて、地方組織を含めた公正取引委員会の体制面の抜本的な強化を図ること
- ⑦ いわゆる「年収の壁」への対応として、今年 4 月から開始した被扶養者の新たな認定方法の取り扱いの円滑な実施に取り組むこと
- ⑧ 「令和 7 年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」(令和 8 年 6 月 23 日) のとりまとめを踏まえ、厚生労働省が実施する賃金改定状況調査については都道府県別のデータが出せるよう、また、最低賃金に関する実態調査についてはより精度を高めるよう、サンプル数を増やすなど必要な見直しを行うこと
- ⑨ 上記の取組の措置状況について、本審議会において随時報告すること

(大阪労働局への要望)

- ① 大阪府における未満率の解消に向けて、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行確保・指導強化を行うこと



- ② 支援を必要としている中小企業等に対する生産性向上等の支援措置については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるように関係省庁と一体となり、実効性のある利活用の促進、支援に努めること。特に、各種支援策を必要とする中小企業等に対し、効果的な周知広報と一層の利活用を促進すること
- ③ 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、行政機関に対して公共調達での適切な価格転嫁推進などの取組強化を要請すること
- ④ 受託取引の適正化については、関係省庁と連携体制を構築し、公正な取引慣行の確立、関係法令遵守の徹底を図ること
- ⑤ 最低賃金の履行確保の監督を行う 1 月から 3 月までの集中取組期間において最低賃金の遵守徹底を図るとともに、賃金の引上げについて適正に実施されるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行うこと
- ⑥ 上記①から⑤を効果的かつ的確に実施するために、十分な予算確保に取り組むとともに、実施体制の強化を図ること
- ⑦ 以上の取組状況については、実効性のある実施計画を作成し、公表するとともに、履行確保の状況及び効果の検証を併せて行い、本審議会において随時報告すること



別紙

大 阪 府 最 低 賃 金

- 1 適用する地域
大阪府の区域内
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,231 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 8 年 10 月 1 日

(参考)

1	答申のあった時間額	1, 231円
2	現行の時間額	1, 177円
3	引上げ額	54円
4	引上げ率	4.59%
5	賃金の引上げが必要な労働者数(※1)	約378,186人
6	地域別最低賃金額の推移(別紙)	
7	地域別最低賃金決定の仕組み(別紙)	
8	影響率(※1)(※2)	27.8%

(※1) 令和8年6月分賃金を対象に実施した「最低賃金に関する実態調査」に基づく数字である。なお、調査対象事業所は「製造業」及び「情報通信業」は100人未満、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「サービス業(他に分類されないもの)」は30人未満の常用労働者を雇用する民営事業所。

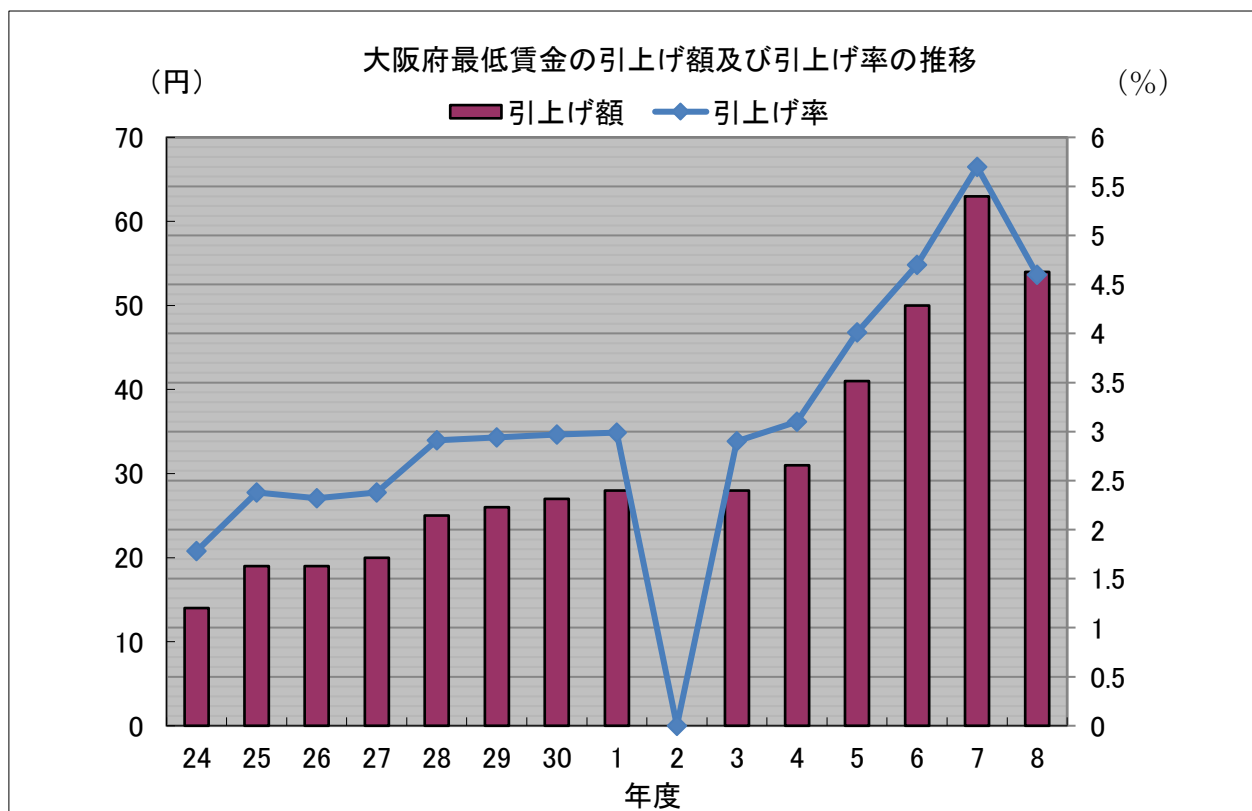
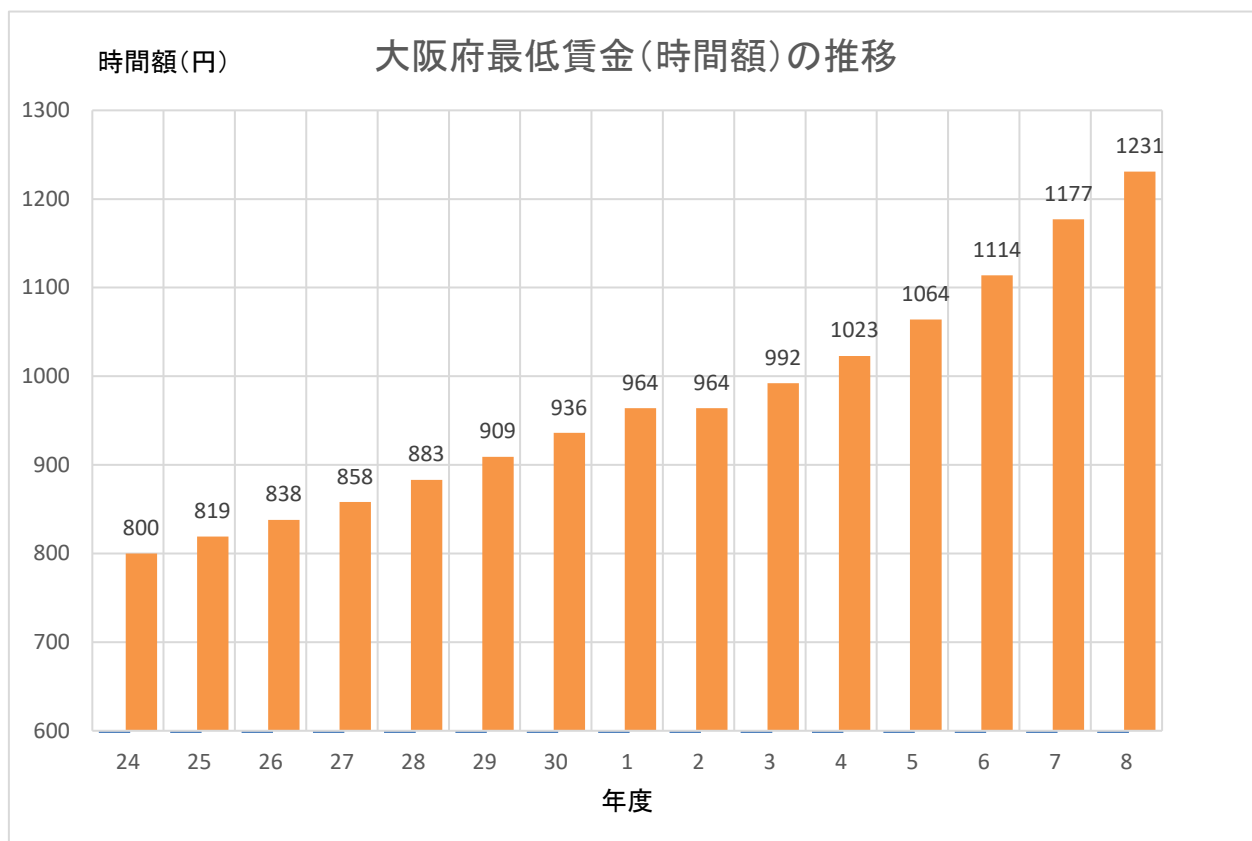
(※2) 影響率とは、指定賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合のこと

別紙

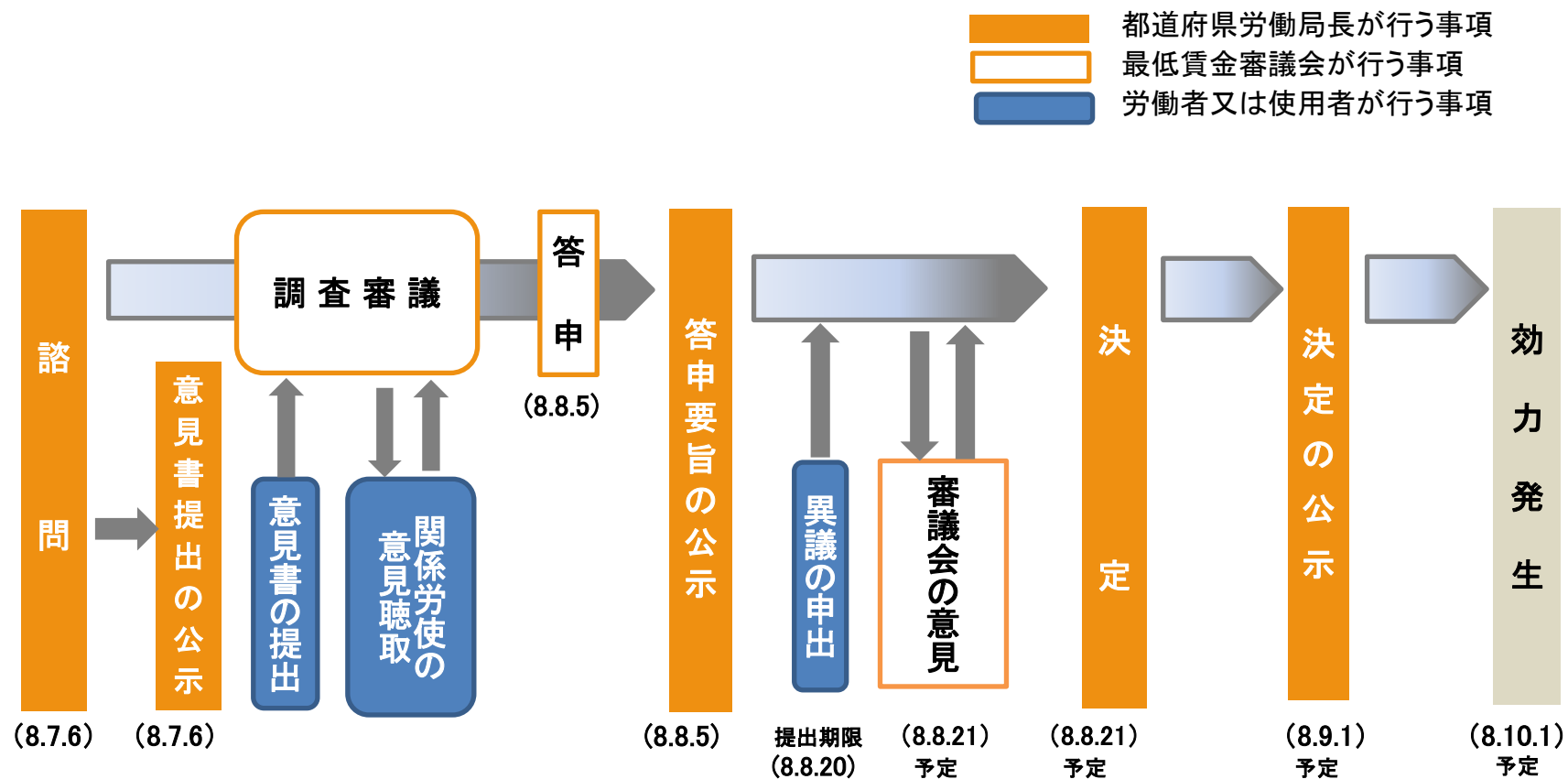
地域別最低賃金額の推移

年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
時間額	708円	712円	731円	748円	762円	779円	786円	800円	819円	838円	858円
引上げ額 (時間額)	4円	4円	19円	17円	14円	17円	7円	14円	19円	19円	20円
引上げ率	0.57%	0.56%	2.67%	2.33%	1.87%	2.23%	0.90%	1.78%	2.38%	2.32%	2.39%

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
時間額	883円	909 円	936円	964円	964円	992円	1,023円	1,064円	1,114円	1, 177円	1, 231円
引上げ額 (時間額)	25円	26円	27円	28円	0円	28円	31円	41円	50円	63円	54円
引上げ率	2.91%	2.94%	2.97%	2.99%	0%	2.90%	3.13%	4.01%	4.70%	5.66%	4.59%



■ 最低賃金審議会の調査審議に基づく地域別最低賃金決定の仕組み



(注) 労働者又は使用者が異議を申し出る場合には、異議の内容及び理由を記載した異議申出書を公示のあった日から15日以内(審議会方式による場合)に都道府県労働局長に提出することにより行うこととされている。